

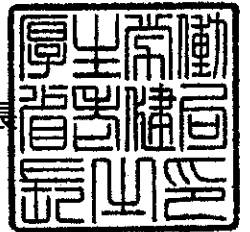


老 発 0 7 2 3 第 2 号

平 成 2 2 年 7 月 2 3 日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
市区町村長  
殿

厚生労働省老健局長



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の繰越による  
事業内容の変更申請手続きについて

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「交付金」という。）の繰越による事業内容の変更申請手続きについては、平成22年7月23日厚生労働省発老0723第1号厚生労働事務次官通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」、または、平成22年7月23日厚生労働省発老0723第2号厚生労働事務次官通知の別紙「平成22年度（平成21年度からの繰越分）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に報告してその指示を受けなければならないとされているところであるが、今般、その報告及び指示の取扱いに当たっては次によることとし、平成22年4月1日から適用することとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、平成21年12月10日老発1210第5号厚生労働省老健局長通知「地域介護

・福祉空間整備等施設整備交付金の繰越による事業内容の変更申請手続きについて」は廃止する。

## 1 対象となる事業

対象となる事業は、交付要綱に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受けた市町村整備計画（面的整備計画、介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画をいう。以下同じ。）であって、市町村整備計画に基づく事業に対する交付金の支出が当該交付金の交付を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱の7の（3）により地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない事業とする。

## 2 変更申請の手続き

### （1）事前の報告

市区町村は、市町村整備計画に基づく事業に対する交付金の支出が、交付金の交付を受けた会計年度内に完了しないと認められたときは、速やかにその旨を都道府県に報告すること。

また、当該報告を受けた都道府県は、交付金の歳出予算繰越手続きを進め、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第24条に基づく繰越計算書（「繰越しを必要とする理由」を明記すること。）を財務省財務局（福岡財務支局、沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）長あて送付したときは、速やかにその写しを当該事業の地方厚生（支）局所管課長あて報告すること。

### （2）変更申請書の様式及び提出時期

都道府県は、財務省財務局長より当該交付金の歳出予算に係る翌年度への繰越の承認があったときは、速やかにその旨を関係市区町村に連絡すること。

また、当該連絡を受けた市区町村は、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

### （3）変更申請書提出後の報告

都道府県は、繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを当該事業の地方厚生（支）局所管課長あて報告すること。

### 3 その他の留意事項

(1) 市区町村は、交付金に係る明許繰越しの必要が生じたときは、都道府県との綿密な連絡を図ること。

また、都道府県は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 43 条及びその他の法令に基づき、交付金の歳出予算繰越手続きを財務省財務局との緊密な連絡のもとに、円滑に進めることとする。

(2) 前年度からの繰越事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならないものとする。

別紙

番 号  
平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

指定都市市長  
中核市市長  
市区町村長

印

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金  
に係る事業の事業内容変更承認申請について

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・  
福祉空間整備等施設整備交付金事業については、極力、事業の進捗を図っているところ  
であるが、年度内の事業完了が困難となったので、次のとおり事業内容の変更を承  
認願いたく申請する。



